

南相馬市規則第 号

南相馬市弔慰に関する条例施行規則（素案）

（趣旨）

第1条 この規則は、南相馬市弔慰に関する条例（令和2年南相馬市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（南相馬市葬等審査委員会）

第2条 条例第2条第1項各号に掲げる者（以下「功労者」という。）の市葬及び弔慰金に関し必要な事項を審議するため、南相馬市葬等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は10人以内をもって構成し、市長が委嘱又は任命する。

3 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

4 委員長は委員の互選により定める。

5 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（市葬の執行）

第3条 功労者の市葬の執行に関する事項は、市長が委員会に諮り決定する。

2 市葬に係る経費は、社会通念上相当と認められる範囲とする。

（弔慰金）

第4条 条例第2条第1項に規定する弔慰金の額は50万円以内とし、功労者の遺族に対し支給するものとする。

（委員会の庶務）

第5条 委員会の庶務として、次の各号に掲げる事務は、当該各号に定める担当課において処理する。

市葬の執行に関する事務 秘書課

その他の事務 総務課

（その他）

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が委員会に諮り定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和元年10月13日から適用する。